

# 小田原市指定地域密着型サービスに係る基準等を定める 条例等の一部改正（素案）

## 1 改正の背景

指定地域密着型サービスの設備基準や運営基準等については、介護保険法の規定により、厚生労働省令（以下「省令」とします。）を基準として各自治体が条例で定めることとされています。

平成28年4月1日施行の改正介護保険法では、定員18人以下の通所介護が、「地域密着型通所介護」として、新たに地域密着型サービスとして位置付けられました。

これを受け、本市の条例等についても、地域密着型通所介護の設備基準や運営基準等を定めるための一部改正を行う必要が生じました。

## 2 改正する条例等

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則

## 3 改正の内容

「小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例」及び「小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則」を改正し、地域密着型通所介護の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準等を定めます。

## 4 条例・規則に小田原市が独自に盛り込む基準（案）

地域密着型通所介護に係る基準の一部については、本市独自の基準を条例や規則に盛り込みます。

独自基準の内容は、本市における他の地域密着型サービスにおける独自基準の考え方を踏まえたものとしています。

## (1) 運営規程における「その他運営に関する重要事項」の例示列挙

省令での規定	規則案での規定
その他運営に関する重要事項	<u>「事故発生時の対応」、「従業者及び退職後の秘密保持」、「苦情・相談体制」等の運営に関する重要事項</u>

(市の考え方)

省令では、指定地域密着型通所介護事業者の運営規程において定めておかなければならないものの1つとして、「その他運営に関する重要事項」が規定されており、この部分は事故発生時の対応や秘密保持に関すること、苦情や相談の受付体制等について記載することと解釈されていますが、明文化されていません。

そのため、規則を改正するにあたっては、解釈によって基準を運用するのではなく例示列挙により明文化することとし、基準の具体性を高めます。このことにより、指定地域密着型通所介護事業者にとっては規定内容が明確化されるとともに、利用者にとってはより安心した介護サービスの利用を受けることができるようにします。

## (2) 非常災害時における地域との連携強化

省令での規定	規則案での規定
非常災害対策 (規定なし)	<u>指定地域密着型通所介護事業者は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、地域において避難、防災等の訓練が実施されるときは、その参加に努めなければならない。</u> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害時においては利用者等の状況を把握し、地域との連携のもと、その安全確保に努めなければならない。</u>

(市の考え方)

地震などの非常災害については、訓練や備蓄などの備えはもちろんのこと、地域と介護サービス提供事業所の連携が必要不可欠であると考えます。

そこで規則を改正するにあたっては、指定地域密着型通所介護事業者が非常災害時に担う役割を地域との連携を通じて明確にすることを求め、避難、防災等の訓練についての相互参加と非常災害時の安全確保について盛り込み、非常災害時における指定地域密着型通所介護事業者と地域との連携の強化を図るものです。

### (3) 文書の保存期間を2年から一部5年に延長

省令での規定	規則案での規定
次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>2年間</u> 保存しなければならない。	次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。

(市の考え方)

指定地域密着型通所介護事業者が不適切な請求に基づく介護報酬を受けとった場合、市は保険者としてこの返還を請求します。このとき市の返還請求権は地方自治法により5年間で時効となりますが、省令では記録の保存期間を2年間としており、市が返還を請求しようとしたときに、検証すべきサービス提供の記録が存在しないおそれがあります。

そのため規則を改正するにあたっては、介護報酬の請求に係る記録の保存期間を5年間と規定し、市の返還請求権の期間との整合を図るものです。

## 5 条例・規則の施行予定日

平成28年7月1日